

屋外広告物許可書

4 中都道第 4220 号

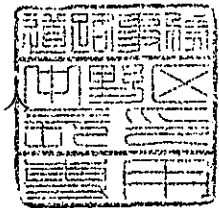
申請者 東京都府中市晴見町2丁目22番地
京王府中晴見町ビル3F
氏名 京王バス株式会社
代表取締役社長 宮坂 周治

[法人にあっては、その事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名]

令和 5年 3月 13日付で申請のあった屋外広告物については、東京都屋外広告物条例 第27条
第15条の規定により、下記のとおり許可します。

令和 5年 3月 27日

中野区長 酒 井 直



記

- | | |
|-------------|--------------------------------|
| 1 広告物の種類 | バス又は電車の車体利用広告 |
| 2 表示又は設置の場所 | 中野区弥生町5丁目26番1号 中野営業所 |
| 3 表示内容 | ピンポン・パンポン他 |
| 4 広告物の数量 | 49 枚 |
| 5 許可期間 | 令和 5年 4月 1日 から 令和 6年 3月 31日 まで |
| 6 屋外広告物管理者 | 住所 氏名 資格 |
| 7 許可条件 | |

- (1) 広告物の裏面及び側面又は広告物を掲出する物件は、ペイント塗料その他の方法により美観を保持すること。
- (2) 蛍光塗料〔蛍光フィルムを含む。〕は、使用しないこと。
- (3) 破損、腐食等により公衆に対し危害を与えるおそれが生じたときは、直ちに補強すること。
- (4) 汚染し、変色し、又ははく離したときは、直ちに補修し、常に美観を保持すること。
- (5) 許可期間が満了したときは、直ちに除却すること。
- (6) 許可を取り消されたときは、直ちに除却すること。

1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、東京都知事に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、東京都を被告として（訴訟において東京都を代表する者は東京都知事となります。） 処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。） 。

ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができます。） 。

屋 外 広 告 物 許 可 書

4多建管許第2809号

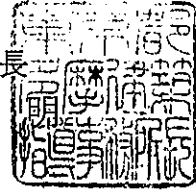
申請者 住 所 府中市晴見町二丁目22番地
京王府中晴見町ビル3階
氏 名 京王バス株式会社
代表取締役社長 宮坂 周治 様

令和5年3月24日付けで申請のあつた屋外広告物については、東京都屋外広告物条例第27条第2項の規定により、下記のとおり許可します。

令和5年3月28日

東京都多摩建築指導事務所長

名 取 伸



記

- 1 広告物の種類 バス又は電車の車体利用広告(長方形枠利用)
- 2 表示又は設置の場所 調布市国領町六丁目6(調布営業所)
- 3 表 示 内 容 バス車体(長方形枠利用)
- 4 広告物の数量 35 枚
- 5 許 可 期 間 令和5年4月1日 から 令和6年3月31日 まで
- 6 屋外広告物管理者 住 所
氏 名
資 格
- 7 許 可 条 件
 - (1) 広告物の裏面及び側面又は掲出物件は、ペイント塗装その他の方法により美観を保持すること。
 - (2) 蛍光塗料(蛍光フィルムを含む。)は、使用しないこと。
 - (3) 破損、腐食等により公衆に対し危害を与えるおそれが生じたときは、直ちに補強すること。
 - (4) 汚染し、変色し、又ははく離したときは、直ちに補修し、常に美観を保持すること。
 - (5) 許可期間が満了したときは、直ちに除却すること。
 - (6) 許可を取り消されたときは、直ちに除却すること。



屋外広告物許可書

4多建管許第2808号

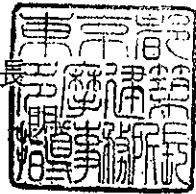
申請者 住所 府中市晴見町二丁目22番地
京王府中晴見町ビル3階
氏名 京王バス株式会社
代表取締役社長 宮坂 周治 様

令和5年3月24日付けで申請のあつた屋外広告物については、東京都屋外広告物条例第27条第2項の規定により、下記のとおり許可します。

令和5年3月28日

東京都多摩建築指導事務所長

名 取 伸



記

- 1 広告物の種類 バス又は電車の車体利用広告(長方形枠利用)
- 2 表示又は設置の場所 府中市晴見町二丁目22 (府中営業所)
- 3 表示内容 バス車体(長方形枠利用)
- 4 広告物の数量 85 枚
- 5 許可期間 令和5年4月1日 から 令和6年3月31日 まで
- 6 屋外広告物管理者 住所
氏名
資格
- 7 許可条件
 - (1) 広告物の裏面及び側面又は掲出物件は、ペイント塗装その他の方法により美観を保持すること。
 - (2) 蛍光塗料(蛍光フィルムを含む。)は、使用しないこと。
 - (3) 破損、腐食等により公衆に対し危害を与えるおそれが生じたときは、直ちに補強すること。
 - (4) 汚染し、変色し、又ははく離したときは、直ちに補修し、常に美観を保持すること。
 - (5) 許可期間が満了したときは、直ちに除却すること。
 - (6) 許可を取り消されたときは、直ちに除却すること。



屋 外 広 告 物 許 可 書

4多建管許第2803号

申請者 住 所 府中市晴見町二丁目22番地
京王府中晴見町ビル3階
氏 名 京王バス株式会社
代表取締役社長 宮坂 周治 様

令和5年3月24日付けで申請のあつた屋外広告物については、東京都屋外広告物条例第27条第2項の規定により、下記のとおり許可します。

令和5年3月28日

東京都多摩建築指導事務所長

名 取 伸



記

- 1 広告物の種類 バス又は電車の車体利用広告(長方形枠利用)
- 2 表示又は設置の場所 小金井市本町五丁目3-31(府中営業所・小金井支所)
- 3 表示内容 日進レンタカー 他
- 4 広告物の数量 12 枚
- 5 許可期間 令和5年4月1日 から 令和6年3月31日 まで
- 6 屋外広告物管理者 住 所
氏 名
資 格
- 7 許可条件
 - (1) 広告物の裏面及び側面又は掲出物件は、ペイント塗装その他の方法により美観を保持すること。
 - (2) 蛍光塗料(蛍光フィルムを含む。)は、使用しないこと。
 - (3) 破損、腐食等により公衆に対し危害を与えるおそれが生じたときは、直ちに補強すること。
 - (4) 汚染し、変色し、又ははく離したときは、直ちに補修し、常に美観を保持すること。
 - (5) 許可期間が満了したときは、直ちに除却すること。
 - (6) 許可を取り消されたときは、直ちに除却すること。



屋 外 広 告 物 許 可 書

4多建管許第2805号

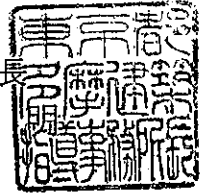
申請者 住 所 府中市晴見町二丁目22番地
京王府中晴見町ビル3階
氏 名 京王電鉄バス株式会社
代表取締役社長 宮坂 周治 様

令和5年3月24日付けで申請のあつた屋外広告物については、東京都屋外広告物条例第27条第2項の規定により、下記のとおり許可します。

令和5年3月28日

東京都多摩建築指導事務所長

名 取 伸



記

- 1 広告物の種類 バス又は電車の車体利用広告(長方形枠利用)
- 2 表示又は設置の場所 小金井市本町五丁目3-31(小金井営業所)
- 3 表示内容 バス車体(長方形枠利用)
- 4 広告物の数量 24枚
- 5 許可期間 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- 6 屋外広告物管理者 住 所
氏 名
資 格
- 7 許可条件
 - (1) 広告物の裏面及び側面又は掲出物件は、ペイント塗装その他の方法により美観を保持すること。
 - (2) 蛍光塗料(蛍光フィルムを含む。)は、使用しないこと。
 - (3) 破損、腐食等により公衆に対し危害を与えるおそれが生じたときは、直ちに補強すること。
 - (4) 汚染し、変色し、又ははく離したときは、直ちに補修し、常に美観を保持すること。
 - (5) 許可期間が満了したときは、直ちに除却すること。
 - (6) 許可を取り消されたときは、直ちに除却すること。



屋 外 広 告 物 許 可 書

4多建管許第2806号

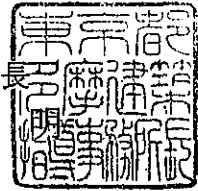
申請者 住 所 府中市晴見町二丁目22番地
京王府中晴見町ビル3階
氏 名 京王バス株式会社
代表取締役社長 宮坂 周治 様

令和5年3月24日付けで申請のあつた屋外広告物については、東京都屋外広告物条例第27条第2項の規定により、下記のとおり許可します。

令和5年3月28日

東京都多摩建築指導事務所長

名 取 伸



記

- 1 広告物の種類 バス又は電車の車体利用広告(長方形枠利用)
- 2 表示又は設置の場所 多摩市南野一丁目1-1(多摩営業所)
- 3 表 示 内 容 バス車体(長方形枠利用)
- 4 広告物の数量 45 枚
- 5 許 可 期 間 令和5年4月1日 から 令和6年3月31日 まで
- 6 屋外広告物管理者 住 所
氏 名
資 格
- 7 許 可 条 件
 - (1) 広告物の裏面及び側面又は掲出物件は、ペイント塗装その他の方法により美観を保持すること。
 - (2) 蛍光塗料(蛍光フィルムを含む。)は、使用しないこと。
 - (3) 破損、腐食等により公衆に対し危害を与えるおそれが生じたときは、直ちに補強すること。
 - (4) 汚染し、変色し、又ははく離したときは、直ちに補修し、常に美観を保持すること。
 - (5) 許可期間が満了したときは、直ちに除却すること。
 - (6) 許可を取り消されたときは、直ちに除却すること。



屋 外 広 告 物 許 可 書

4多建管許第2802号

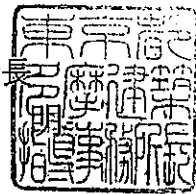
申請者 住 所 府中市晴見町二丁目22番地
京王府中晴見町ビル3階
氏 名 京王電鉄バス株式会社
代表取締役社長 宮坂 周治 様

令和5年3月24日付けで申請のあつた屋外広告物については、東京都屋外広告物条例第27条第2項の規定により、下記のとおり許可します。

令和5年3月28日

東京都多摩建築指導事務所長

名 取 伸



記

- 1 広告物の種類 バス又は電車の車体利用広告(長方形枠利用)
- 2 表示又は設置の場所 日野市落川4-898 (桜ヶ丘営業所)
- 3 表 示 内 容 バス車体(長方形枠利用)
- 4 広告物の数量 49 枚
- 5 許 可 期 間 令和5年4月1日 から 令和6年3月31日 まで
- 6 屋外広告物管理者 住 所
氏 名
資 格
- 7 許 可 条 件
 - (1) 広告物の裏面及び側面又は掲出物件は、ペイント塗装その他の方法により美観を保持すること。
 - (2) 蛍光塗料(蛍光フィルムを含む。)は、使用しないこと。
 - (3) 破損、腐食等により公衆に対し危害を与えるおそれが生じたときは、直ちに補強すること。
 - (4) 汚染し、変色し、又ははく離したときは、直ちに補修し、常に美観を保持すること。
 - (5) 許可期間が満了したときは、直ちに除却すること。
 - (6) 許可を取り消されたときは、直ちに除却すること。



屋 外 広 告 物 許 可 書

4多建管許第2807号

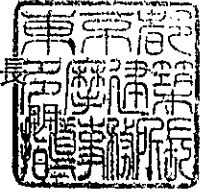
申請者 住 所 府中市晴見町二丁目22番地
京王府中晴見町ビル3階
氏 名 京王バス株式会社
代表取締役社長 宮坂 周治 様

令和5年3月24日付けで申請のあつた屋外広告物については、東京都屋外広告物条例第27条第2項の規定により、下記のとおり許可します。

令和5年3月28日

東京都多摩建築指導事務所長

名 取 伸



記

- 1 広告物の種類 バス又は電車の車体利用広告(長方形枠利用)
- 2 表示又は設置の場所 日野市落川四丁目898(桜ヶ丘営業所)
- 3 表示内容 バス車体(長方形枠利用)
- 4 広告物の数量 20枚
- 5 許可期間 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- 6 屋外広告物管理者 住 所
氏 名
資 格
- 7 許可条件
 - (1) 広告物の裏面及び側面又は掲出物件は、ペイント塗装その他の方法により美観を保持すること。
 - (2) 蛍光塗料(蛍光フィルムを含む。)は、使用しないこと。
 - (3) 破損、腐食等により公衆に対し危害を与えるおそれが生じたときは、直ちに補強すること。
 - (4) 汚染し、変色し、又ははく離したときは、直ちに補修し、常に美観を保持すること。
 - (5) 許可期間が満了したときは、直ちに除却すること。
 - (6) 許可を取り消されたときは、直ちに除却すること。

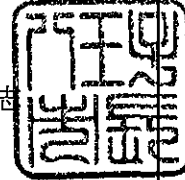


屋 外 広 告 物 許 可 書

4八整ま広収第 609 号
令和5年(2023年)3月31日

申請者 住 所 東京都府中市晴見町2-22
京王府中晴見町ビル3F
氏 名 京王電鉄バス株式会社
代表取締役社長 宮坂 周治 様

八王子市長 石森 孝志



令和5年(2023年)3月29日付で申請のあった屋外広告物については、八王子市屋外広告物
条例第21条第2項の規定により、下記のとおり許可します。

記

1. 屋外広告物の種類 車体利用広告(枠利用)
2. 表示又は設置の場所 八王子市長沼町1304-3
3. 表 示 内 容 高尾山 他
4. 屋外広告物の数量 45枚
5. 許 可 期 間 令和5年(2023年)4月1日 から 令和6年(2024年)3月31日 まで
住 所
6. 屋外広告物の管理者 氏 名
資 格
7. 許 可 条 件
 - (1) 屋外広告物の裏面及び側面又は掲出物件は、塗装その他の方法により美観を保持すること。
 - (2) 蛍光塗料(蛍光フィルムを含む。)は、使用しないこと。
 - (3) 破損、腐食等により公衆に対し危害を与えるおそれが生じたときは、直ちに補強すること。
 - (4) 汚染し、変色し、又は剥離したときは、直ちに補修し、常に美観を保持すること。
 - (5) 許可期間が満了したときは、直ちに除却すること。
 - (6) 許可を取り消されたときは、直ちに除却すること。

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、八王子市長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、八王子市を被告として(訴訟において八王子市を代表する者は八王子市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。



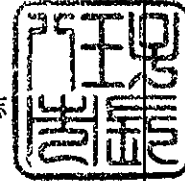
第4号様式(第6条関係)

屋 外 広 告 物 許 可 書

4八整ま広収第 612 号
令和5年(2023年)3月31日

申請者 住 所 東京都府中市晴見町2-22
京王府中晴見町ビル3F
氏 名 京王バス株式会社
代表取締役社長 宮坂 周治 様

八王子市長 石森 孝志



令和5年(2023年)3月29日付で申請のあった屋外広告物については、八王子市屋外広告物
条例第21条第2項の規定により、下記のとおり許可します。

記

1. 屋外広告物の種類 車体利用広告(枠利用)
2. 表示又は設置の場所 八王子市寺田町374-1
3. 表 示 内 容 京王メモリアル北野 他
4. 屋外広告物の数量 15枚
5. 許 可 期 間 令和5年(2023年)4月1日 から 令和6年(2024年)3月31日 まで
住 所
6. 屋外広告物の管理者 氏 名
資 格
7. 許 可 条 件
 - (1) 屋外広告物の裏面及び側面又は掲出物件は、塗装その他の方法により美観を保持すること。
 - (2) 蛍光塗料(蛍光フィルムを含む。)は、使用しないこと。
 - (3) 破損、腐食等により公衆に対し危害を与えるおそれが生じたときは、直ちに補強すること。
 - (4) 汚染し、変色し、又は剥離したときは、直ちに補修し、常に美観を保持すること。
 - (5) 許可期間が満了したときは、直ちに除却すること。
 - (6) 許可を取り消されたときは、直ちに除却すること。

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、八王子市長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、八王子市を被告として(訴訟において八王子市を代表する者は八王子市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

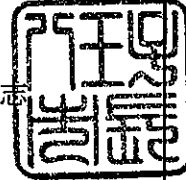


屋 外 広 告 物 許 可 書

4八整ま広収第 611 号
令和5年(2023年)3月31日

申請者 住 所 東京都府中市晴見町2-22
京王府中晴見町ビル3F
氏 名 京王バス株式会社
代表取締役社長 宮坂 周治 様

八王子市長 石森 孝志



令和5年(2023年)3月29日付で申請のあった屋外広告物については、八王子市屋外広告物
条例第21条第2項の規定により、下記のとおり許可します。

記

- 屋外広告物の種類 車体利用広告(枠利用)
- 表示又は設置の場所 八王子市南大沢5-26-1
- 表 示 内 容 京王メモリアル北野 他
- 屋外広告物の数量 30枚
- 許 可 期 間 令和5年(2023年)4月1日 から 令和6年(2024年)3月31日 まで
住 所
- 屋外広告物の管理者 氏 名
資 格
- 許 可 条 件
 - 屋外広告物の裏面及び側面又は掲出物件は、塗装その他の方法により美観を保持すること。
 - 蛍光塗料(蛍光フィルムを含む。)は、使用しないこと。
 - 破損、腐食等により公衆に対し危害を与えるおそれが生じたときは、直ちに補強すること。
 - 汚染し、変色し、又は剥離したときは、直ちに補修し、常に美観を保持すること。
 - 許可期間が満了したときは、直ちに除却すること。
 - 許可を取り消されたときは、直ちに除却すること。

- この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、八王子市長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、八王子市を被告として(訴訟において八王子市を代表する者は八王子市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。